

●移送サービス事業

身体的な理由で公共交通機関(バスやタクシー)の利用が困難な高齢者や障がいのある方々を対象に、医療機関への通院などの際に自宅から目的地までの送迎を行うサービスです。

(ご利用いただくにあたっては、事前に利用登録が必要です。また、必ず、ご利用者を介添する方に同乗していただきます。)

- ・利用対象者：歩行困難な高齢者、障がい者
- ・利用目的：通院、入退院など
- ・利用時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時
(松田町社協の発着時刻を基準とします。)
- ・運行範囲：足柄上郡、南足柄市、小田原市
秦野市、伊勢原市、中郡(大磯町、二宮町)